新潟市被災ブロック塀等 撤去工事補助制度

# プロツク娯等の散去に補助金が出ます!

# 申込み受付期間 令和6年2月13日~令和6年12月27日まで

## 、補助の対象/

令和6年能登半島地震により被災し 危険な状態となっているブロック塀 等で、道路等※に面しているもの

危険な部分は全て撤去し、かつ、 撤去後の道路面からの高さを **1メートル未満**にする必要があります



※ 道路等とは、一般の通行の用に供する道路等(私道や建築基準法で規定する道路以外の通路も可)または公園

## **\補助額/**

# 次のいずれか少ない額の 2/3

- 1. 撤去工事に要する費用 (消費税相当額を除く) ※基礎のみの撤去費用は対象外
- 1メートル当たり17,400円を 乗じた額

ただし限度額は 20万円

#### ●ブロック塀等とは?

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の 組積造、コンクリート製の塀および門柱 (塀と一体となった基礎含む)

### ∖補助対象についてのよくある質問 /

Q1. 被災し危険な状態とは?

地震により、ブロック塀等に傾き、ひび割れ、欠損等が生じたものや今後の余震等により倒壊 の危険性がある状態を指します。

- Q2. ブロック塀等の補修は対象になるか?
  - 補修や塀の新設は対象外です。ただし、ブロック塀等を撤去跡の補修は対象とします。
- Q3. 自分で撤去した場合は対象となるか?
  - 工事業者等の第3者に対して、費用の支払が生じるものを対象とします。
- Q4. 申請は何度でも可能か?
  - 本補助金の申請は、同一敷地内で1回限りとなります。
- Q5. 申請者は?

撤去の対象となるブロック塀等の所有者または管理者とします。 (管理者については、所有者の同意が必要)

Q6. 申請書の提出を代理で行ってもよい? 申請書の提出は、施丁者が代理で提出することもできます。

申請の流れなどは裏面⇒

# 、申し込みの流れ/

決定通知が出た後に、工事着手してください。

建替えの場合は、撤去後の写真を塀やフェンスを 設置する前に撮影してください

必要です。 ※申請には、施工者の見積金額 **①交付申請の準備** 

が

※令和6年 12月 27日までに提出②交付申請書提出 (窓口のみ受付)

2週間

程度

③交付決定通知

④工事完了

※令和7年1月 31日までに提出⑤実績報告書提出

知

補助金の振込み

6

※代理受領制度も使えます

申請書は、以下の方法で入手してください。

- ・新潟市ホームページからダウンロード
- ・建築行政課窓口(古町ルフル6階)
- ・西総合スポーツセンター被災相談窓口(~4/14)
- ・西区役所の被災相談窓口(4/15~)

#### 市のHPリンク先



#### ※代理受領制度

施工者が申請者の代理で補助金を受領することで、申請者は工事費と補助金の差額分を施工者に支払う制度です。(施工者の同意が必要)

# 、申請に必要な書類/

#### 1. 交付申請

- · 補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ・補助事業内容兼金額内訳証明書 (別記様式第2号) **※施工者が記入**
- ・案内図(撤去するブロック塀等の所在する 敷地の場所が分かる地図)
- ・撤去前のカラー写真
- ~法人の場合は、以下の書類も必要です~
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (別記様式第3号)
- 新潟市制度用の納税証明書

#### 2. 実績報告

- · 補助事業実績報告書(別記様式第5号)
- ・補助事業内容兼金額内訳証明書 (別記様式第2号)**※施工者が記入**
- 撤去後のカラー写真
- ・<u>領収書の写し</u> ⇒※代理受領の場合は、 工事費と補助金の差額分 の領収書が必要です。

# 申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課(担当:建築行政係)

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

窓口開設時間: (平日) 午前8時半~午後5時半 TEL: 025-226-2841 (直通) 以下の被災相談窓口では、住宅修理の相談や申請 と同時に、本申請も受け付けています。

- ・古町ルフル6階(4/1~)
- ・西総合スポーツセンター(~4/14)
- ·西区役所(4/15~)
- ※申請窓口は、今後変更する可能性があります。 最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

新潟市 被災ブロック

検索